

6 指 第 2 5 4 号  
令和 6 年 2 月 1 9 日

関係団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

「工事情報共有システム実施要領」の改定について

建設交通部で発注する土木工事等においては、受発注者間の業務効率化を図るため情報共有システムの活用に取り組んでおりますが、必要事項を定めている「工事情報共有システム実施要領」を改定しましたので、お知らせします。

記

1 改定内容

- ・ 「工事情報共有システム実施要領」に定める「使用するシステム」を改定
- ・ 一部文言の修正

2 適用日

令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

担当	京都府指導検査課
電話	075-414--5219